

05 法務省 構造改革特区第22次 検討要請

| | | | |
|---------------|--------------------------------|----------|---------|
| 管理コード | — | プロジェクト名 | |
| 要望事項 (事項名) | 技能実習制度における外国人技能 実習生の在留期間の延長 | 都道府県 | 兵庫県 |
| | | 提案事項管理番号 | 1029010 |
| 提案主体名 | 新温泉町、浜坂町漁業協同組合 | | |

| | |
|-------------|---|
| 制度の所管・関係府省庁 | 法務省 厚生労働省 |
| 該当法令等 | 出入国管理及び難民認定法第2条の2第3項、第20条の2第2項、出入国管理及び難民認定法施行規則第3条、別表第2、出入国管理及び難民認定法第20条の2第2項の基準を定める省令第1条第17号、第2条第28号 |
| 制度の現状 | 在留資格「技能実習」における技能実習期間は、技能実習1号及び技能実習2号の期間を合わせて最長3年となっている。 |

| | |
|-----------------|--|
| 求める措置の具体的内容 | 外国人技能実習において、研修・実習を併せて3年以内とされている期間を5年間に延長することを提案。 |
| 具体的事業の実施内容・提案理由 | <p>当地域は漁船漁業が盛んで、平成 23 年浜坂町漁業協同組合の漁獲総額約 25 億円のうち、底曳網漁業の漁獲金額は約 22 億円と全体の約 86%を占め、当町の中心漁業となっている。浜坂町漁業協同組合では、平成 18 年から底曳網漁業を対象とする技能実習生の受け入れを開始し、本年までに延べ 50 名を受け入れ、外国人技能実習制度が定着している。</p> <p>(提案内容)</p> <p>実習期間が現行3年のところ、期間延長を希望する実習生については更に2年延長し、実習期間を最大5年とする制度の緩和を提案。</p> <p>(現状)</p> <p>漁船漁業は洋上での実習という特殊性を持つため、天候の影響を受け易く、荒天により数日間出漁を見合わせるせことがあるため、実習実施機関から実習計画の円滑な推進が窮屈になる可能性があるとの意見がある。また、技能実習の修得に意欲的な実習生からは、他船員を指導できる甲板長並みの技能習熟を目指したいとの要望を受けることがある。</p> <p>(効果)</p> <p>実習期間の延長により、実習計画の進捗が遅れても余裕を持った実習が可能となり、出漁を多数経験することで、より実践に即した技能修得が確保される。また、甲板長並みの技能修得を希望する実習生が更に経験を積むことにより、帰国後は指導者として後進の育成を担うことが出来、経済発展の推進に一層寄与することが出来る。</p> <p>(その他)</p> |

関係省庁が懸念する低賃金労働力としての悪用対策として、漁業中央団体と関係省庁で組織する漁業技能実習制度協議会が、全体の監理体制の強化と充実を図っている。さらに、兵庫県及び町が浜坂町漁業協同組合の実習制度運用について助言・指導することにより、実習制度の悪用を未然に防ぐ体制が一層強化された。

05 法務省 構造改革特区第22次 検討要請

| | | | |
|---------------|--------------------------------|----------|---------|
| 管理コード | — | プロジェクト名 | |
| 要望事項 (事項名) | 技能実習制度における漁船漁業の 一職種一作業の規制緩和 | 都道府県 | 兵庫県 |
| | | 提案事項管理番号 | 1029020 |
| 提案主体名 | 新温泉町、浜坂町漁業協同組合 | | |

| | |
|-------------|--|
| 制度の所管・関係府省庁 | 法務省 厚生労働省 |
| 該当法令等 | 出入国管理及び難民認定法第20条の2第2項の基準を定める省令第1条第2号、第2条第2号 技能実習制度推進事業運営基本方針 II 各論 2対象技能等(2)、5技能実習の実施に関し留意すべき事項(1)ニ、別表 |
| 制度の現状 | <p>技能実習第2号への在留資格の変更については、技能実習第1号の活動による基礎2級の技能検定その他これに準ずる検定又は試験に合格していることや、技能実習第2号に応じた活動を技能実習計画に基づき行うことにより更に実践的な技能等を修得しようとする事等が要件となっている。</p> |

| | |
|-----------------|---|
| 求める措置の具体的内容 | <p>漁船漁業に於いて、同一漁船により二作業を兼業する場合に限り、一職種一作業の規制を緩和し、漁業実習の受け入れ対象として容認することを提案。</p> |
| 具体的事業の実施内容・提案理由 | <p>漁船漁業の中で技能実習対象として認められている作業として、いか釣り漁業と底曳網漁業が含まれているが、一職種一作業の技能実習しか認められていないため、二作業を兼業する漁船においては技能実習を受け入れることが出来ない。</p> <p>(提案内容)</p> <p>漁船漁業で認められている作業を同一漁船で兼業する場合に限り、複数作業の技能実習を容認する緩和策を提案。</p> <p>(現状)</p> <p>浜坂町漁業協同組合所属の底曳網漁業を営む17経営体の内、3経営体は兼業によりいか釣り漁業を営んでいる。底曳網漁業は9月～翌年5月まで稼働し、6月～8月までの3か月は休漁期として漁具補修作業を行っている。一方、底曳網漁業といか釣り漁業を兼業で営む場合は、11月～翌年5月まで底曳網漁業を営み、6月に艦装を変更して10月までいか釣り漁業を営む事になる。そのため、兼業する漁船が底曳網漁業を対象として実習生を受け入れた場合、技能実習ができる期間は、11月～翌年5月までの7か月となり、それ以外の6月～10月までの5か月は、いか釣り漁業出漁のため実習が不可能となるため、実習生の受け入れが出来ない。しかし、底曳網漁業といか釣り漁業の作業定義を比較すると、必須作業、関連作業、周辺作業、使用する機械・設備等の項目は共通するものがある。また、必須作業の</p> |

うち安全衛生作業、関連作業、周辺作業は同一の内容である。

(効果)

二つの作業を兼業する漁船を技能実習実施機関として容認できれば、技能実習生の選択肢が広がるとともに、異なる技能を効率的に修得できるため、帰国後に於いて日本で修得した技能を本国で幅広く活用できる。